

		200点
16	P I V K A II精密測定 (出血・凝固)、凝固因子インヒビター	210点
17	プロテインS精密測定、 α_2 -プラスミンインヒビター・プラスミン複合体	220点
18	血小板第4因子 (P F ₄) 精密測定、 β -トロンボグロブリン精密測定	240点
19	トロンビン・アンチトロンビンIII複合体 (T A T) 精密測定	260点
20	フィブリンモノマー複合体定量精密測定、プロトロンビンフラグメントF 1 + 2 精密測定	280点
21	プロテインC	300点
22	t P A ・ P A I - 1 複合体	310点
23	凝固因子 (II、V、VII、VIII、IX、X、XI、XII、XIII)	320点
24	フィブリノペプチド精密測定	340点
注	患者から1回に採取した血液を用いてP I V K A II、P I V K A II精密測定 (出 血・凝固)、フィブリノーゲン分解産物精密測定、D-Dダイマー精密測定、プロ テインS精密測定、 α_2 -プラスミンインヒビター・プラスミン複合体、血小板第 4因子 (P F ₄) 精密測定、 β -トロンボグロブリン精密測定、トロンビン・アン チトロンビンIII複合体 (T A T) 精密測定、プロテインC、フィブリンモノマー複 合体定量精密測定、プロトロンビンフラグメントF 1 + 2精密測定、t P A ・ P A I - 1 複合体、凝固因子 (II、V、VII、VIII、IX、X、XI、XII、XIII)及びフィブリノ ペプチド精密測定を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項 目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	
	イ 3項目又は4項目	750点
	ロ 5項目以上	900点
D 0 0 6 - 2	血液細胞核酸増幅同定検査 (造血器腫瘍核酸増幅同定検査)	2,000点
注	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務 局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。 (生化学的検査(I))	
D 0 0 7	血液化学検査	
1	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素 (B U N)、ク レアチニン、尿酸、アルカリフォスファターゼ、コリンエステラーゼ (C h E)、 γ -グルタミールトランスペプチダーゼ (γ -G T P)、中性脂肪、Na及びCl、 K、Ca、Mg	13点
2	膠質反応、クレアチン、グルコース、乳酸脱水素酵素 (L D H)、酸性フォスフ ァターゼ、エステル型コレステロール、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ (L A P)、クレアチン・フォスフォキナーゼ (C P K)、アルドラーゼ、遊離コ レステロール、鉄、アルブミン・グロブリン比測定、試験紙法・アンプル法・固定 化酵素電極による血中ケトン体・糖・クロール検査	14点
3	リン脂質、 β -リポ蛋白	19点
4	総脂質、遊離脂肪酸	21点
5	H D L - コレステロール、L D L - コレステロール、前立腺酸性フォスファター ゼ、P及びH P O ₄ 、総コレステロール、グルタミック・オキサロアセティック・ トランスアミナーゼ (G O T)、グルタミック・ピルビック・トランスアミナーゼ (G P T)	22点
6	総鉄結合能 (T I B C)、不飽和鉄結合能 (U I B C)	23点
7	過酸化脂質、蛋白分画測定	25点
8	イオン化カルシウム	28点
9	赤血球コプロポルフィリン定性、G - 6 - P a s e、モノアミノオキシダーゼ (M A O)	30点
10	シアル酸	32点
11	G - 6 - P D H定性、赤血球プロトポルフィリン定性、Cu、リパーゼ、フルク トサミン	34点

12	ムコ蛋白、マンガン	40点
13	ケトン体、アデノシンデアミナーゼ (ADA)	46点
14	重炭酸塩、リボプロテイン、グアナーゼ (GU)	50点
15	カタラーゼ、有機モノカルボン酸定量、胆汁酸、アルカリフォスファターゼ・アイソザイム、アミラーゼ・アイソザイム、 γ -GTP・アイソザイム、乳酸脱水素酵素・アイソザイム	60点
16	アンモニア、リボ蛋白分画	65点
17	尿中硫酸抱合型胆汁酸、GOT・アイソザイム、CPK・アイソザイム	70点
18	グリコアルブミン	75点
19	フェリチン	80点
20	G-6-PDH定量、ケトン体分画、コレステロール分画	85点
21	レシチン・コレステロール・アシルトランスフェラーゼ (L-CAT)	95点
22	リボ蛋白分画精密測定	100点
23	1,5-アンヒドロ-D-グルシトール (1,5AG)、不飽和鉄結合能 (UIBC) 精密測定	110点
24	心筋トロポニンT定性、シスチンアミノペプチダーゼ (CAP)、グリココール酸、総鉄結合能 (TIBC) 精密測定、サーファクタントプロテインA (SP-A)、セルロプラスミン、CPK・アイソザイム精密測定、心筋トロポニンT精密測定	120点
25	ヘパリン、シアル化糖鎖抗原KL-6、膵分泌性トリプシンインヒビター (PS-TI)、ガラクトース	130点
26	サーファクタントプロテインD (SP-D)、乳酸脱水素酵素・アイソザイム1型	140点
27	フェリチン精密測定	150点
28	アルブミン非結合型ビリルビン、アルカリフォスファターゼ・アイソザイム精密測定、血液ガス分析、アルコール、Al	170点
	注 血液ガス分析については、当該保険医療機関内で行った場合に算定する。	
29	リボ蛋白 (a) 精密測定	180点
30	オステオカルシン精密測定、I型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTx) 精密測定、尿中デオキシピリジノリン精密測定、Zn、ピルビン酸キナーゼ (PK)	190点
31	骨型アルカリフォスファターゼ (BAP) 精密測定、ミオグロビン、ミオグロビン精密測定、 α_1 -マイクログロブリン、 α_1 -マイクログロブリン精密測定、ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白 (H-FABP)、P-III-P精密測定	200点
32	赤血球コプロポルフィリン定量、IV型コラーゲン精密測定	210点
33	アンジオテンシンI転換酵素 (ACE)、IV型コラーゲン・7S精密測定	220点
34	アセトアミノフェン精密測定、腔分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型 (IGFBP-1)、トリプシン、ビタミンB ₁₂ 定量精密測定	230点
35	CKアイソフォーム、葉酸精密測定、プロリルヒドロキシラーゼ (PH) 精密測定	240点
36	腔分泌液中 α -フェトプロテイン、ヒアルロン酸、心室筋ミオシン軽鎖I精密測定	260点
37	頸管腔分泌液中癌胎児性フィブロネクチン、副甲状腺ホルモン関連蛋白C端フラグメント (C-PTHrP) 精密測定、トリプシン精密測定、ビタミンB ₂ 定量、レムナント様リボ蛋白 (RLP) コレステロール、副甲状腺ホルモン関連蛋白 (PTHrP) 精密測定、リボ蛋白リパーゼ精密測定	270点
38	頸管腔分泌液中癌胎児性フィブロネクチン精密測定	280点
39	膵ホスホリパーゼA ₂ (膵PLA ₂) 精密測定	290点
40	ビタミンB ₁ 定量、トロンボモジュリン精密測定	300点
41	肝細胞増殖因子 (HGF)	310点

42	赤血球プロトポルフィリン定量、ビタミンB ₁ 定量精密測定	320点
43	2,5-オリゴアデニル酸合成酵素活性精密測定	330点
44	エンドトキシン定量検査	370点
45	ビタミンB ₂ 定量精密測定	380点
46	ビタミンC定量精密測定	400点
47	1,25ジヒドロキシビタミンD ₃ (1,25 (OH) ₂ D ₃)	420点
48	インターロイキン2受容体 (IL-2R) 精密測定	430点
注	患者から1回に採取した血液を用いて総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素 (BUN)、クレアチニン、尿酸、アルカリフォスファターゼ、コリンエステラーゼ (ChE)、γ-グルタミールトランスぺプチダーゼ (γ-GTP)、中性脂肪、Na及びCl、K、Ca、Mg、膠質反応、クレアチン、グルコース、乳酸脱水素酵素 (LDH)、酸性フォスファターゼ、エステル型コレステロール、アミラーゼ、ロイシンアミノぺプチダーゼ (LAP)、クレアチン・フォスフォキナーゼ (CPK)、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄、アルブミン・グロブリン比測定、試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極による血中ケトン体・糖・クロール検査、リン脂質、β-リポ蛋白、総脂質、遊離脂肪酸、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、前立腺酸性フォスファターゼ、P及びHPO ₄ 、総コレステロール、グルタミック・オキサロアセティック・トランスアミナーゼ (GOT)、グルタミック・ピルビック・トランスアミナーゼ (GPT)、総鉄結合能 (TIBC)、不飽和鉄結合能 (UIBC)、過酸化脂質、イオン化カルシウム及び赤血球コプロポルフィリン定性を5項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	
イ	5項目以上7項目以下	130点
ロ	8項目又は9項目	150点
ハ	10項目以上	165点

注 入院中の患者について算定した場合は、初回に限り20点を加算する。

(生化学的検査(II))

D008 内分泌学的検査

1	ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定性、ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ (HCGβ) 分画定性	70点
2	11-ヒドロキシコルチコステロイド (11-OHCS)、11-ヒドロキシコルチコステロイド (11-OHCS) 精密測定、17-ヒドロキシコルチコステロイド (17-OHCS)	80点
3	17-ヒドロキシコルチコステロイド (17-OHCS) 精密測定	85点
4	ホモバニール酸 (HVA) 精密測定、5-ヒドロキシインドール酢酸 (5-HIAA) 精密測定、17-ケトステロイド (17-KS) 精密測定	100点
5	バニールマンデル酸 (VMA) 精密測定、T ₃ 摂取率 (T ₃ -uptake) 精密測定	110点
6	プロラクチン (PRL) 精密測定、プロラクチン (PRL)	140点
7	ヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド (BNP) 精密測定	145点
8	トリヨードサイロニン (T ₃) 精密測定、甲状腺刺激ホルモン (TSH) 精密測定、サイロキシシン (T ₄) 精密測定、レニン活性精密測定、ガストリン精密測定、レニン定量精密測定	150点
9	インスリン (IRI) 精密測定	160点
10	成長ホルモン (GH) 精密測定、黄体形成ホルモン (LH) 精密測定、卵胞刺激ホルモン (FSH) 精密測定、C-ペプチド (CPR) 精密測定、黄体形成ホルモン (LH)	170点
11	サイロキシシン結合能 (TBC) 精密測定、セクレチン精密測定、遊離サイロキシシン (FT ₄) 精密測定、抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ (GAD) 抗体価精密測定、遊離トリヨードサイロニン (FT ₃) 精密測定、コルチゾール精密測定、ア	

ルドステロン精密測定、サイロキシン結合蛋白 (TBG) 精密測定	190点
12 テストステロン精密測定、サイログロブリン精密測定、ヒト胎盤性ラクトーゲン (HPL) 精密測定、ヒト胎盤性ラクトーゲン (HPL)、ヒト絨毛性ゴナドトロピン定量 (HCG定量) 精密測定	200点
13 低単位ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定量、ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ (HCGβ) 分画精密測定、グルカゴン精密測定、カルシトニン精密測定	210点
14 プロジェステロン精密測定	220点
15 17-ケートジェニックステロイド (17-KGS) 精密測定、遊離テストステロン精密測定	230点
16 エストロジェン、サイクリックAMP (C-AMP) 精密測定、エストリオール (E ₃) 精密測定	240点
17 17-ケートジェニックステロイド分画 (17-KGS分画) 精密測定、エストロジェン精密測定	250点
18 プレグナンジオール、カテコールアミン精密測定、副甲状腺ホルモン (PTH) 精密測定、エストラジオール (E ₂) 精密測定、カテコールアミン分画精密測定、DHEA-S精密測定	260点
19 副腎皮質刺激ホルモン (ACTH) 精密測定	270点
20 17-ケートステロイド分画 (17-KS分画) 精密測定、プレグナンジオール精密測定、プレグナントリオール精密測定、エリスロポエチン精密測定	300点
21 17α-ヒドロキシプロジェステロン精密測定	310点
22 ノルメタネフリン精密測定	320点
23 メタネフリン精密測定、ソマトメジンC精密測定、インスリン様成長因子結合蛋白3型 (IGFBP-3) 精密測定、ヒト心房性ナトリウム利尿ペプチド (HANP) 精密測定	330点
24 メタネフリン分画精密測定、アルギニンバソプレッシン精密測定	340点
注 患者から1回に採取した血液を用いてヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド (BNP) 精密測定、黄体形成ホルモン (LH) 精密測定、卵胞刺激ホルモン (FSH) 精密測定、C-ペプチド (CPR) 精密測定、黄体形成ホルモン (LH)、遊離サイロキシン (FT ₄) 精密測定、抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ (GAD) 抗体価精密測定、遊離トリヨードサイロニン (FT ₃) 精密測定、コルチゾール精密測定、アルドステロン精密測定、サイロキシン結合蛋白 (TBG) 精密測定、17-ケートジェニックステロイド (17-KGS) 精密測定、テストステロン精密測定、ヒト絨毛性ゴナドトロピン定量 (HCG定量) 精密測定、サイログロブリン精密測定、ヒト胎盤性ラクトーゲン (HPL) 精密測定、ヒト胎盤性ラクトーゲン (HPL)、低単位ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定量、ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ (HCGβ) 分画精密測定、グルカゴン精密測定、カルシトニン精密測定、プロジェステロン精密測定、遊離テストステロン精密測定、エストロジェン、17-ケートジェニックステロイド分画 (17-KGS分画) 精密測定、サイクリックAMP (C-AMP) 精密測定、エストリオール (E ₃) 精密測定、エストロジェン精密測定、プレグナンジオール、カテコールアミン精密測定、副甲状腺ホルモン (PTH) 精密測定、エストラジオール (E ₂) 精密測定、カテコールアミン分画精密測定、DHEA-S精密測定、副腎皮質刺激ホルモン (ACTH) 精密測定、17-ケートステロイド分画 (17-KS分画) 精密測定、プレグナンジオール精密測定、プレグナントリオール精密測定、エリスロポエチン精密測定、17α-ヒドロキシプロジェステロン精密測定、ノルメタネフリン精密測定、メタネフリン精密測定、ソマトメジンC精密測定、インスリン様成長因子結合蛋白3型 (IGFBP-3) 精密測定及びメタネフリン分画精密測定を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	
イ 3項目以上5項目以下	540点

	ロ 6項目又は7項目	860点
	ハ 8項目以上	1,050点
D009	腫瘍マーカー	
	1 α-フェトプロテイン (AFP)	46点
	2 免疫抑制酸性蛋白 (IAP)	70点
	3 尿中BTA	75点
	4 癌胎児性抗原 (CEA) 精密測定、α-フェトプロテイン (AFP) 精密測定、 組織ポリペプチド抗原 (TPA) 精密測定	150点
	5 扁平上皮癌関連抗原 (SCC抗原) 精密測定	160点
	6 DUPAN-2精密測定、NCC-ST-439精密測定、CA15-3精密測定	170点
	7 エラスターゼ1精密測定、前立腺酸性フォスファターゼ精密測定、PSA精密測定	180点
	8 尿中遊離型フコース、塩基性フェトプロテイン (BFP) 精密測定、CA19-9 精密測定、シアリルLe ^x (CSLEX) 抗原精密測定、フリーPSA/トータルP SA比精密測定	190点
	9 CA72-4精密測定、CA-50精密測定、SPan-1抗原精密測定、シアリルT n抗原精密測定、尿中NMP22精密測定、神経特異エノラーゼ (NSE) 精密測定 、PIVKA II精密測定	200点
	10 SP1精密測定、シアリルLe ^x -i (SLX) 抗原精密測定、CA125精密測定	210点
	11 BCA225精密測定、腓癌胎児性抗原 (POA) 精密測定	230点
	12 尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ分画コア定量 (HCGβコア定量) 精密測定、 CA602精密測定、CA130精密測定、サイトケラチン19フラグメント精密測定、ガ ストリン放出ペプチド前駆体 (ProGRP) 精密測定	240点
	13 AFPのレクチン反応性による分画比 (AFP-L ₃ %)、CA54/61精密測定 、癌関連ガラクトース転移酵素 (GAT) 精密測定	250点
	14 γ-セミノプロテイン精密測定	270点
	15 乳頭分泌液中CEA精密測定	310点
	注1 診療及び腫瘍マーカー以外の検査の結果から悪性腫瘍の患者であることが強く 疑われる者に対して、腫瘍マーカーの検査を行った場合に、1回に限り算定する 。ただし、区分番号B001の3に掲げる悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定し ている患者については算定しない。	
	2 患者から1回に採取した血液等を用いてα-フェトプロテイン (AFP)、尿 中BTA及び免疫抑制酸性蛋白 (IAP) を2項目以上行った場合は、所定点数 にかかわらず、85点を算定する。	
	3 患者から1回に採取した血液等を用いて本区分に掲げる検査 (注2に規定する ものを除く。) を2項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目 数に応じて次に掲げる点数により算定する。	
	イ 2項目	310点
	ロ 3項目	390点
	ハ 4項目以上	540点
D010	特殊分析	
	1 尿中糖分析	55点
	2 結石分析	160点
	3 チロシン	210点
	4 総分岐鎖アミノ酸/チロシンモル比	360点
	5 アミノ酸分析 (定性)	430点
	6 アミノ酸定量	
	イ 1種類につき	430点

- ロ 5種類以上につき 1,750点
- 7 脂肪酸分画 500点
- 8 先天性代謝異常症検査 1,200点

注 当該保険医療機関内において、当検査を行った場合に患者1人につき月1回に限り算定する。

(免疫学的検査)

D011 免疫血液学的検査

- 1 ABO血液型、Rh(D)血液型 28点
 - 2 クームス試験
 - イ 直接 40点
 - ロ 間接 46点
 - 3 Rh(その他の因子)血液型 200点
 - 4 α -D-Nアセチルガラクトサミニルトランスフェラーゼ活性及び α -D-ガラクトシルトランスフェラーゼ活性 210点
 - 5 赤血球不規則抗体検査 230点
- 注 第10部手術第7款の各区分に掲げる胸部手術、同部第8款の各区分に掲げる心・脈管手術、同部第9款の各区分に掲げる腹部手術又は区分番号K898に掲げる帝王切開術を行った場合に算定する。
- 6 ABO血液型亜型 260点
 - 7 抗血小板抗体検査 360点

D012 感染症血清反応

- 1 梅毒脂質抗原使用検査(定性)、抗ストレプトリジンO価(ASO価) 19点
 - 2 ポールバンネル反応 34点
 - 3 トキソプラズマ抗体価測定 36点
 - 4 抗ストレプトキナーゼ価(ASK価) 38点
 - 5 TPHA試験(定性)、マイコプラズマ抗体価、抗連鎖球菌多糖体抗体(ASP) 42点
 - 6 梅毒脂質抗原使用検査(定量) 46点
 - 7 ツツガムシ抗体価 60点
 - 8 クラミジア・ニューモニエIgG抗体価精密測定、クラミジア・ニューモニエIgA抗体価精密測定、ヘリコバクター・ピロリ抗体、ヘリコバクター・ピロリ抗体精密測定、TPHA試験(定量) 70点
 - 9 ウイルス抗体価(1項目あたり) 90点
- 注 同一検体についてウイルス抗体価の測定を行った場合は、8項目を限度として算定する。
- 10 百日咳菌抗体価 100点
 - 11 HTLV-I抗体価 110点
 - 12 トキソプラズマ抗体価精密測定、トキソプラズマIgM抗体価精密測定、抗抗酸菌抗体価精密測定 120点
 - 13 抗デオキシリボヌクレアーゼB価(ADNaseB)、抗溶連菌エステラーゼ抗体(ASE) 130点
 - 14 赤痢アメーバ抗体価 140点
 - 15 HIV-1抗体価、A群 β 溶連菌迅速試験、髄液又は尿中肺炎球菌抗原、髄液又は尿中ヘモフィルスインフルエンザb型抗原 150点
 - 16 HIV-1, 2抗体価、腸炎ビブリオ菌耐熱性溶血毒(TDH)検査、大腸菌O157LPS抗原精密測定、インフルエンザウイルス抗原精密測定、ノイラミニダーゼ 160点
 - 17 RSウイルス抗原精密測定、淋菌同定精密検査 170点
 - 18 カンジダ抗原 180点
 - 19 単純ヘルペスウイルス特異抗原、FTA-ABS試験、大腸菌O157LPS抗

体	190点
20 大腸菌ベロトキシン検出検査、ブルセラ凝集反応	200点
21 D-アラビニトール、クラミジアトラコマチス抗原精密測定	210点
22 抗アニサキスIgG・A抗体価精密測定、マイコプラズマ抗原精密測定（咽頭内）	220点
23 アスペルギルス抗原	230点
24 アデノウイルス抗原精密測定、ツツガムシ抗体価精密測定、大腸菌抗原同定検査	240点
25 クリプトコックス・ネオフォルマンس抗原、HTLV-I抗体価精密測定	250点
26 サイトメガロウイルス抗体価精密測定、レプトスピラ抗体価	260点
27 上皮細胞中水痘ウイルス抗原精密測定	270点
28 ボレリア・ブルグドルフェリ抗体価精密測定	280点
29 グロブリンクラス別クラミジアトラコマチス抗体価精密測定、(1→3)-β-D-グルカン	290点
30 赤痢アメーバ抗体価精密測定、グロブリンクラス別ウイルス抗体価精密測定（1項目あたり）	300点
注 同一検体について、グロブリンクラス別ウイルス抗体価精密測定を行った場合は、2項目を限度として算定する。	
31 ダニ特異IgG抗体価	310点
32 百日咳菌抗体価精密測定	320点
33 結核菌群抗原精密測定	330点
34 ワイルフェリックス反応、ヴィダール反応	350点
35 HIV-1抗体価精密測定	370点
36 HIV-2抗体価精密測定、HIV-1核酸同定検査	430点
37 HTLV-I抗体価精密測定（ウエスタンブロット法）	500点
38 白血球中サイトメガロウイルスpp65抗原	520点
39 HIV抗原精密測定	600点
40 HIV envelope抗体価及びHIV core抗体価精密測定	640点
41 抗アセチルコリンレセプター抗体価	1,280点
D013 肝炎ウイルス関連検査	
1 HBs抗原	38点
2 HBs抗体価	42点
3 HBs抗原精密測定、HBs抗体価精密測定	120点
4 HBe抗原精密測定、HBe抗体価精密測定	140点
5 HCV抗体価精密測定、HCVコア蛋白質測定	160点
6 HBc抗体価	170点
7 HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価	180点
8 HBc抗体価精密測定、IgM-HA抗体価精密測定、HA抗体価精密測定、IgM-HBc抗体価精密測定	190点
9 HCVコア抗体価精密測定、HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価精密測定	200点
10 HCV特異抗体価精密測定	300点
11 HCV特異抗体価測定による群別判定	320点
12 DNAポリメラーゼ	350点
13 デルタ肝炎ウイルス抗体価精密測定	380点
14 HBV核酸同定精密測定、HBV核酸定量測定	390点
注 患者から1回に採取した血液を用いてHBs抗原精密測定、HBs抗体価精密測定、HBe抗原精密測定、HBe抗体価精密測定、HCV抗体価精密測定、HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価、HCVコア蛋白質測定、HBc抗体価、HBc抗体価精密測定、IgM-HA抗体価精密測定、HA抗体価精密測定、IgM-HBc抗体価	

精密測定、HCVコア抗体価精密測定、HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価精密測定、HCV特異抗体価精密測定、HCV特異抗体価測定による群別判定、DNAポリメラーゼ、デルタ肝炎ウイルス抗体価精密測定、HBV核酸同定精密測定及びHBV核酸定量測定を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

イ	3項目	390点
ロ	4項目	490点
ハ	5項目以上	650点

D014 自己抗体検査

1	寒冷凝集反応	16点
2	リウマチ因子スクリーニング	23点
3	リウマチ因子測定	42点
4	抗ガラクトース欠損IgG抗体	46点
5	甲状腺自己抗体検査	50点
6	抗DNA抗体	75点
7	抗核抗体	85点
8	抗核抗体精密測定、インスリン抗体精密測定	150点
9	抗ガラクトース欠損IgG抗体精密測定、マトリックスメタロプロテイナーゼ-3 (MMP-3) 精密測定	160点
10	抗SS-A/Ro抗体、抗RNP抗体、抗Sm抗体、抗SS-B/La抗体、抗Scl-70抗体、抗Jo-1抗体、甲状腺自己抗体精密測定	190点
11	抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体、抗RNP抗体精密測定	200点
12	抗SS-A/Ro抗体精密測定、抗SS-B/La抗体精密測定、抗Scl-70抗体精密測定、抗Sm抗体精密測定	220点
13	抗DNA抗体精密測定	240点
14	抗セントロメア抗体精密測定	250点
15	抗ミトコンドリア抗体精密測定、抗カルジオリピン β_2 グリコプロテインI (抗CL β_2 GPI) 複合体抗体、抗LKM-1抗体精密測定	310点
16	抗カルジオリピン抗体精密測定、ループスアンチコアグラント	330点
17	TSHレセプター抗体精密測定	340点
18	TSH刺激性レセプター抗体 (TSAb) 精密測定	370点
19	細胞質性抗好中球細胞質抗体価	380点
20	抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体 (MPO-ANCA)	390点
21	抗糸球体基底膜抗体精密測定	400点
注	抗SS-A/Ro抗体、抗RNP抗体、抗Sm抗体、抗SS-B/La抗体、抗Scl-70抗体、抗Jo-1抗体、抗RNP抗体精密測定、抗SS-A/Ro抗体精密測定、抗SS-B/La抗体精密測定、抗Scl-70抗体精密測定及び抗Sm抗体精密測定を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ430点又は570点とする。	

D015 血漿蛋白免疫学的検査

1	C反応性蛋白 (CRP) 定性	22点
2	C反応性蛋白 (CRP) 定量	23点
3	α_1 -酸性糖蛋白測定	42点
4	血清アミロイドA (SAA) 蛋白精密測定、血清補体価 (CH ₅₀)、免疫グロブリン	50点
5	クリオグロブリン	55点
6	トランスフェリン精密測定、トランスフェリン	80点
7	補体蛋白 (C ₃) 精密測定、補体蛋白 (C ₄) 精密測定、補体蛋白 (C ₃)、補体蛋白 (C ₄)	95点
8	アポリポ蛋白、 β_2 -マイクログロブリン (β_2 -m)、非特異的IgE、特異的	

I g E	130点
注 特異的 I g E 検査は、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定する。ただし、患者から 1 回に採取した血液を用いて検査を行った場合は、1,690点を限度として算定する。	
9 レチノール結合蛋白 (RBP) ; プレアルブミン	140点
10 β_2 -マイクログロブリン (β_2 -m) 精密測定、 α_1 -酸性糖蛋白精密測定、レチノール結合蛋白 (RBP) 精密測定	150点
11 C ₃ プロアクチベータ	170点
12 ハプトグロビン (型補正を含む。)	190点
13 第Ⅷ因子様抗原精密測定、第Ⅷ因子様抗原、アレルギー刺激性遊離ヒスタミン (HRT) 測定、ヘモペキシン	210点
14 C ₁ q 結合免疫複合体精密測定	220点
15 血中 APR スコア	230点
16 C ₃ d 結合免疫複合体精密測定	240点
17 モノクローナル RF 結合免疫複合体精密測定、アトピー鑑別試験	260点
18 I gG型リウマチ因子精密測定	280点
19 免疫電気泳動法 (同一検体に対し一連につき)	320点
20 免疫グロブリン L 鎖 κ/λ 比	340点
21 C ₁ インアクチベータ	350点
D 0 1 6 細胞機能検査	
1 顆粒球スクリーニング検査 (種目数にかかわらず一連につき)、表面免疫グロブリン測定検査 (一連につき)	230点
2 顆粒球機能検査 (種目数にかかわらず一連につき)	250点
3 フローサイトメトリー法による T 細胞・B 細胞百分率検査	280点
4 モノクローナル抗体法による T 細胞サブセット検査 (一連につき)	290点
5 ロゼット法によるリンパ球サブセット検査 (種目数にかかわらず一連につき)	310点
6 リンパ球幼若化検査 (一連につき)	400点
7 モノクローナル抗体法による造血器悪性腫瘍細胞検査 (一連につき) (微生物学的検査)	1,370点
D 0 1 7 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査	
1 蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの	38点
2 保温装置使用アメーバ検査	46点
3 その他のもの	22点
D 0 1 8 細菌培養同定検査等	
1 口腔、気道又は呼吸器からの検体	160点
2 消化管からの検体、血液又は穿刺液	150点
3 泌尿器又は生殖器からの検体	130点
4 その他の部位からの検体	120点
5 簡易培養検査	60点
6 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白 2' (PBP 2')	60点
7 迅速ウレアーゼ試験	70点
8 尿素呼気試験	80点
注 1 から 5 については、同一検体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合は、85点を加算する。	
D 0 1 9 細菌薬剤感受性検査	
1 1 菌種	140点
2 2 菌種	200点
3 3 菌種以上	270点
D 0 2 0 抗酸菌分離培養検査	

	1 抗酸菌分離培養検査 1	160点
	2 抗酸菌分離培養検査 2	150点
D 0 2 1	抗酸菌同定検査	
	1 ナイアシンテスト	100点
	2 その他の同定検査（種目数にかかわらず一連につき）	280点
D 0 2 2	抗酸菌薬剤感受性検査（培地数に関係なく）	
	1 3 薬剤以下	230点
	2 4 薬剤以上	270点
D 0 2 3	微生物核酸同定・定量検査	
	1 白血球中細菌核酸同定検査（1 菌種あたり）	150点
	2 淋菌核酸同定精密検査、クラミジアトラコマチス核酸同定精密検査	260点
	3 淋菌核酸増幅同定精密検査、クラミジアトラコマチス核酸増幅同定検査	280点
	4 結核菌核酸同定精密検査、H C V核酸同定検査、ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子同定検査	480点
	5 抗酸菌群核酸同定精密検査	500点
	6 結核菌群核酸増幅同定検査	550点
	7 マイコバクテリウムアビウム・イントラセルラー核酸同定精密検査	570点
	8 H C V核酸定量検査	600点
	9 H I V - 1 核酸増幅定量精密検査	620点
	注 検体の超遠心による濃縮前処理を加えて行った場合は、100点を加算する。	
D 0 2 4	動物使用検査	170点
	注 使用した動物の費用として動物の購入価格を10円で除して得た点数を加算する。 （基本的検体検査実施料）	
D 0 2 5	基本的検体検査実施料（1日につき）	
	1 入院の日から起算して4週間以内の期間	165点
	2 入院の日から起算して4週間を超えた期間	130点
	注1 高度の医療を提供する病院であって別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして厚生労働大臣が指定する保険医療機関又は特定機能病院である保険医療機関において、入院中の患者に対して行った検体検査について算定する。	
	2 次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。	
	イ 尿中一般物質定性半定量検査	
	ロ 尿中特殊物質定性定量検査	
	ハ 尿沈渣顕微鏡検査	
	ニ 糞便検査	
	ホ 穿刺液・採取液検査	
	ヘ 血液形態・機能検査	
	ト 出血・凝固検査	
	チ 血液細胞核酸増幅同定検査（造血器腫瘍核酸増幅同定検査）	
	リ 血液化学検査	
	ヌ 免疫血液学的検査 A B O血液型及びRh (D) 血液型	
	ル 感染症血清反応 梅毒脂質抗原使用検査（定性）、抗ストレプトリジンO価（A S O価）、ボールバネル反応、トキソプラズマ抗体価測定、梅毒脂質抗原使用検査（定量）、T P H A試験（定量）、T P H A試験（定性）及びH I V - 1 抗体価	
	ヲ 肝炎ウイルス関連検査 H B s抗原、H B s抗体価、H B s抗原精密測定、H B s抗体価精密測定、H C V抗体価精密測定及びH C V構造蛋白及び非構造蛋白抗体価	
	ワ 自己抗体検査 寒冷凝集反応、リウマチ因子スクリーニング及びリウマチ因子測定	

カ 血漿蛋白免疫学的検査

C反応性蛋白（CRP）定性、C反応性蛋白（CRP）定量、血清補体価（CH₅₀）及び免疫グロブリン

コ 微生物学的検査

- 3 療養病棟、結核病棟又は精神病棟に入院している患者及び第1章第2部第2節に規定するHIV感染者療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算又は同部第3節に規定する特定入院料を算定している患者については適用しない。

第2款 検体検査判断料

D026 検体検査判断料

- | | |
|-----------------|------|
| 1 尿・糞便等検査判断料 | 32点 |
| 2 血液学的検査判断料 | 130点 |
| 3 生化学的検査(I)判断料 | 150点 |
| 4 生化学的検査(II)判断料 | 130点 |
| 5 免疫学的検査判断料 | 140点 |
| 6 微生物学的検査判断料 | 145点 |

注1 検体検査判断料は該当する検体検査の種類又は回数にかかわらずそれぞれ月1回に限り算定できるものとする。ただし、区分番号D027に掲げる基本的検体検査判断料(I)又は区分番号D028に掲げる基本的検体検査判断料(II)を算定する患者については、尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(I)判断料、免疫学的検査判断料及び微生物学的検査判断料は別に算定しない。

2 注1の規定にかかわらず、区分番号D000に掲げる尿中一般物質定性半定量検査の所定点数を算定した場合にあっては、当該検査については尿・糞便等検査判断料は算定しない。

3 別に厚生労働大臣が定める検体検査管理に関する施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者1人につき月1回に限り、次に掲げる点数（検体検査管理加算(II)については入院中の患者に限る。）を所定点数に加算する。ただし、検体検査管理加算(II)を算定した場合には、検体検査管理加算(I)は算定しない。

イ 検体検査管理加算(I) 30点

ロ 検体検査管理加算(II) 250点

D027 基本的検体検査判断料(I) 630点

注1 特定機能病院である保険医療機関において、尿・糞便等検査、血液学的検査、生化学的検査(I)、免疫学的検査又は微生物学的検査の各項に掲げる検体検査を入院中の患者に対して行った場合に、当該検体検査の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定できるものとする。

2 区分番号D026に掲げる検体検査判断料の注3に規定する施設基準に適合するものとして届出を行った保険医療機関（特定機能病院に限る。）において、検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者1人につき月1回に限り、同注3に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、検体検査管理加算(II)を算定した場合には、検体検査管理加算(I)は算定しない。

D028 基本的検体検査判断料(II) 525点

注1 高度の医療を提供する病院であって別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして厚生労働大臣が指定する保険医療機関（特定機能病院を除く。）において、尿・糞便等検査、血液学的検査、生化学的検査(I)、免疫学的検査又は微生物学的検査の各項に掲げる検体検査を入院中の患者に対して行った場合に、当該検体検査の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定できるものとする。

2 区分番号D026に掲げる検体検査判断料の注3に規定する施設基準に適合するものとして届け出を行った保険医療機関（注1の厚生労働大臣の指定を受けたものに限る。）において検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い